

薬価改定の経緯

改正年月日	改正区分	収載品目数	改 定 率		備 考
			薬剤費ベース	医療費ベース	
S42. 10. 1	全面	6,831	▲10.2%	—	
44. 1. 1	"	6,874	▲5.6%	▲2.4%	
45. 8. 1	"	7,176	▲3.0%	▲1.3%	
47. 2. 1	"	7,236	▲3.9%	▲1.7%	
49. 2. 1	"	7,119	▲3.4%	▲1.5%	
50. 1. 1	"	6,891	▲1.55%	▲0.4%	
53. 2. 1	"	13,654	▲5.8%	▲2.0%	銘柄別収載
56. 6. 1	"	12,881	▲18.6%	▲6.1%	
58. 1. 1	部分	16,100 (3,076)	▲4.9%	▲1.5%	81%バルクライン方式
59. 3. 1	全面	13,471	▲16.6%	▲5.1%	
60. 3. 1	部分	14,946 (5,385)	▲6.0%	▲1.9%	
61. 4. 1	部分	15,166 (6,587)	▲5.1%	▲1.5%	
63. 4. 1	全面	13,636	▲10.2%	▲2.9%	修正バルクライン方式
H元. 4. 1	"	13,713	+2.4%	+0.65%	消費税分の引上げ
2. 4. 1	"	13,352	▲9.2%	▲2.7%	
4. 4. 1	"	13,573	▲8.1%	▲2.4%	加重平均値一定価格幅方式R15
6. 4. 1	"	13,375	▲6.6%	▲2.0%	R13
8. 4. 1	"	12,869	▲6.8%	▲2.6%	R11
9. 4. 1	"	11,974	▲4.4%	▲1.27%	R10 (長期収載医薬品R8)
10. 4. 1	"	11,692	このほか消費税対応分+1.4%	このほか消費税対応分+0.4%	R5 (長期収載医薬品R2)
12. 4. 1	"	11,287	▲9.7%	▲2.7%	調整幅2%
14. 4. 1	"	11,191	▲7.0%	▲1.6%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
16. 4. 1	"	11,993	▲6.3%	▲1.3%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
18. 4. 1	"	11,993	▲4.2%	▲0.9%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
20. 4. 1	"	13,311	▲4.2%	▲0.9%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
22. 4. 1	"	13,311	▲6.7%	▲1.6%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
24. 4. 1	"	14,359	▲5.2%	▲1.1%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
26. 4. 1	"	15,455	▲5.75%	▲1.23%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
28. 4. 1	"	14,902	▲6.00%	▲1.26%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
30. 4. 1	"	15,303	▲5.64%	▲1.22%	調整幅2% (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)
28. 4. 1	"	15,925	このほか消費税対応分+2.99%	このほか消費税対応分+0.64%	調整幅2% (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)
30. 4. 1	"	16,434	▲5.57%	▲1.22%	このほか、市場拡大再算定分▲0.19%、市場拡大再算定の特例分▲0.28% (医療費ベース)
R元. 10. 1	"	16,510	▲7.48%	▲1.65%	調整幅2% (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)
2. 4. 1	"	14,041	▲4.35%	▲0.93%	改定率のうち、実勢価等改定 ▲1.36%、薬価制度の抜本改革▲0.29% (医療費ベース)
3. 4. 1	"	14,228	このほか消費税対応分+1.95%	このほか消費税対応分+0.42%	調整幅2%
			▲4.38%	▲0.99%	調整幅2% (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)
					改定率のうち実勢価等改定分は、▲0.43%、市場拡大再算定の見直し等分は、▲0.01% (医療費ベース)
					平均乖離率の0.625倍(5%)を超える品目を改定対象。調整幅2%、新型コロナウイルス感染症特例として一定幅0.8%。薬剤費として▲4,300億円。

(注) 部分改正における収載品目数欄の ( ) 内の数値は改正対象品目数を示す。

## 薬剤費及び推定乖離率の年次推移

年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B/A)	推定乖離率 (C)
	(兆円)	(兆円)	(%)	(%)
平成 5 年度	24.363	6.94	28.5	19.6
平成 6 年度	25.791	6.73	26.1	—
平成 7 年度	26.958	7.28	27.0	17.8
平成 8 年度	28.454	6.97	24.5	14.5
平成 9 年度	28.915	6.74	23.3	13.1
平成 10 年度	29.582	5.95	20.1	—
平成 11 年度	30.702	6.02	19.6	9.5
平成 12 年度	30.142	6.08	20.2	—
平成 13 年度	31.100	6.40	20.6	7.1
平成 14 年度	30.951	6.39	20.7	—
平成 15 年度	31.538	6.92	21.9	6.3
平成 16 年度	32.111	6.90	21.5	—
平成 17 年度	33.129	7.31	22.1	8.0
平成 18 年度	33.128	7.10	21.4	—
平成 19 年度	34.136	7.40	21.7	6.9
平成 20 年度	34.808	7.38	21.2	—
平成 21 年度	36.007	8.01	22.3	8.4
平成 22 年度	37.420	7.88	21.1	—
平成 23 年度	38.585	8.44	21.9	8.4
平成 24 年度	39.212	8.49	21.7	—
平成 25 年度	40.061	8.85	22.1	8.2
平成 26 年度	40.807	8.95	21.9	—
平成 27 年度	42.364	9.56	22.6	8.8
平成 28 年度	42.138	9.22	21.9	—
平成 29 年度	43.071	9.46	22.0	9.1
平成 30 年度	43.395	9.19	21.2	7.2

※令和元年度の推定乖離率は 8.0%（平成 30 年 4 月の薬価に対する乖離）、令和 2 年度の推定乖離率は 8.0%  
(注)

- ・ 国民医療費（厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室調べ）は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものであり、医療保険の医療費総額に、労災、原因者負担（公害健康被害等）、全額自己負担、鍼灸等を加えたものである。
- ・ 薬剤費は、労災等においても医療保険と同じ割合で薬剤が使用されたものと仮定し、国民医療費に医療保険における薬剤費比率をかけて推計している。DPCを始めとする薬剤費が入院料に包括して算定される場合の薬剤費は含まれていない。
- ・ 推定乖離率における「—」は薬価調査を実施していないため、データが無いことを示している。
- ・ 平成 12 年度の介護保険の創設により国民医療費の一部が介護保険へ移行。